

近江八幡市と安土町の合併が官報に告示

平成21年7月31日 金曜日

官報

第5124号



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

○総務省告示第四百五号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、近江八幡市及び蒲生郡安土町を廃し、その区域をもつて近江八幡市を設置する旨、滋賀県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年七月三十一日

総務大臣 佐藤 勉